

【ドイツ】経済活動等における事務負担の軽減に関する法律の制定

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2024 年 10 月、ドイツにおいて、経済活動等における事務負担の軽減を目的として、行政上の諸手続の簡素化やデジタル化などの措置を規定する法律が制定された。

1 法制定の背景

2024 年 9 月 26 日、連邦議会で第 4 次官僚主義軽減法案が可決された。同年 10 月 18 日、連邦参議院が同案に同意し、同案は法律（以下「第 4 次法」）として成立し、同月 29 日に公布された¹。施行は段階的に行われ、最も早いもので同月 30 日、最も遅いもので 2030 年 1 月 1 日である。

この法律の目的は、経済活動等における規制を緩和し、主として自営業者や経営者の負担を軽減することにあるとされる²。法律のタイトルにある「官僚主義（Bürokratie. 「官僚政治」など他の訳語が当てられる場合もある。）」は、ドイツにおいてネガティブな言葉として捉えられることが多く、ドイツ史上、初めて国民が議員の選挙を行った 1848 年の議会でも「官僚政治」の打破が議論されるなど歴史的にもその克服が政治的な目標とされることが多かった³。近年「官僚主義」の克服は、規制緩和や法令の簡素化という観点から論じられることが多く、具体的な施策としては、行政の簡素化を検討する専門家委員会の設置（1995 年）⁴、「官僚主義」脱却のための戦略計画の策定（2003 年）⁵、法規により課せられる行政手続の負担軽減を任務とする国家法規監理委員会の設置（2006 年）⁶といった取組を挙げることができる。経済活動等における事務負担の軽減を目的とした法律も、過去に、第 1 次法（2015 年）⁷、第 2 次法（2017 年）⁸及び第 3 次法（2019 年）⁹が制定されており、今回の法律が第 4 次法と位置付けられる。

2 法律の主な内容

（1）法律の構成及び重点的な措置

第 4 次法は、商法典や租税通則法など 71 の法律及び法規命令を改正¹⁰（法令自体の廃止も含

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 4 日である。

¹ Viertes Gesetz zur Entlastung der Bürgerinnen und Bürger, der Wirtschaft sowie der Verwaltung von Bürokratie (Viertes Bürokratieentlastungsgesetz) vom 23. Oktober 2024 (BGBl. I Nr. 323)

² „TOP 9: Bürokratieentlastungsgesetz,“ 2024.10.30. Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/24/1048/09.html?nn=20822592#top-9>>

³ Werner Jann, „Bürokratieabbau: und ewig grüßt das Murmeltier,“ *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 56(8), 2023.11, S.247.

⁴ 第 5 次コール（Helmut Kohl）政権によって設置された専門家委員会「スリムな国家（Schlanker Staat）」。

⁵ 第 2 次シュレーダー（Gerhard Schröder）政権が策定した、いわゆる「マスタープラン脱官僚主義（Masterplan Bürokratieabbau）」。

⁶ 齋藤純子「ドイツの国家法規監理委員会法—法規による行政手続事務負担の軽減に向けて—」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.99-109. <<https://doi.org/10.11501/1000321>>

⁷ Gesetz zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie (Bürokratieentlastungsgesetz) vom 28. Juli 2015 (BGBl. I S.1400)

⁸ Zweites Gesetz zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie (Zweites Bürokratieentlastungsgesetz) vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S.2143)

⁹ Drittes Gesetz zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie (Drittes Bürokratieentlastungsgesetz) vom 22. November 2019 (BGBl. I S.1746)

¹⁰ 法規命令（Rechtsverordnung）とは、法律に基づき行政機関が制定する法令であって、対外的な一般効力を有するものである。具体的には、宿泊所登録データ令、手工業生産協同組合設立・運営・組織変更令（（3）（6）参照）

む。)する法律である。第4次法に規定する措置は、①会計文書の保存義務期間の短縮、②登録義務及び申告義務の軽減、③デジタル化の促進、④行政の簡素化及び迅速化、⑤法令の廃止などのその他の措置の5点に分けられるとされる¹¹。これらの措置により、9億4440万ユーロの負担軽減効果が見込まれるとされる¹²。以下、この5点に区分して、改正の主な内容を紹介する。括弧内の条項のうち、特記のないものの施行日は、2024年10月30日である。

(2) 会計文書の保存義務期間の短縮

商人の帳簿に添付する領収書(Buchungsbeleg)の保存義務の期間が10年から8年に短縮された(商法典第257条第4項、租税通則法第147条第3項)。事業者自ら発行した請求書(Rechnung)の写し又は事業者が受領した請求書の保存義務の期間も10年から8年に短縮された(売上税法第14b条第1項)。

(3) 登録義務及び申告義務の軽減

ドイツ国民である宿泊者については、宿泊施設到着の際の氏名、住所等の身元に関する情報の記載義務が廃止された(連邦住民登録法第29条第2項、宿泊所登録データ令第1条及び第2条。2025年1月1日施行。)。また、売上税に関する事前申告¹³が毎月ではなく四半期ごとでよいとされる基準が、前年度の売上税の納入額が7,500ユーロ以下の事業者から9,000ユーロ以下である事業者に変更された(売上税法第18条第2項)。

(4) デジタル化の促進

手書きの署名が入った書面を要件とする規定を「テキスト形式(Textform)」を要件とする規定に改める改正が多く法律において行われた(民法典第32条第3項など)。「テキスト形式」とは、持続的な記録媒体で行われる可読的な意思表示の形式である(民法典第126b条)¹⁴。この改正により、書面に加え、ファクシミリや電子メールによる意思表示の形式が認められることとなった。その他、公の競売をオンラインで実施することを可能とする改正(民法典第383条第2項など)や電子的な形態の労働協約を許容し、雇用主が重要な契約条件に関する情報を電子メールで提供することを可能にする改正(労働条件証明書法第2条)などが行われた。

(5) 行政の簡素化及び迅速化

連邦の事業計画が環境に与える影響に関する公衆の意見表明期間を短縮することができるようにする改正(環境適合性審査法第22条第1項)や、資本収益税及び所得税法第50a条第1項第3号に基づく源泉徴収(芸術、スポーツの公演収入等に対する課税)の税控除のための証明書の有効期間の延長(3年から5年)に関する改正(所得税法第50c条第2項)など、行政手続を迅速化し、行政への申請又は行政による審査のための時間に余裕を持たせることにより、当事者の負担を軽減することを目的とする改正が行われた。

(6) その他の措置

石炭補助金法や手工業生産協同組合設立・運営・組織変更令など不要となった法令を廃止する改正が行われた。

などである。ドイツでは、制定する法律又は改正対象の法律と関連する法規命令であれば、当該法律の制定又は改正を行う法律により法規命令も改正することができる。毛利透『統治構造の憲法論』岩波書店、2014、pp.205-211。

¹¹ BT-Drs. 20/11306, S.44.

¹² *ibid.*, S.1, 130. 1ユーロは、約164円である(令和6年12月分報告省令レート)。

¹³ 事業者は、顧客から徴収した売上税について、年度末の確定申告に先立ち、暫定的な額を申告する義務を負っている(売上税法第18条第1項)。

¹⁴ Harm Peter Westermann et al., Hrsg., *Erman Bürgerliches Gesetzbuch*, 15., neu bearbeitete Aufl., Münster: Aschendorff, 2017, S.323.